

資料 1

I. 補助金の見直しについて

1. 背景

団体等への補助金は、これまで行政の補完という意味からも一定の効果を挙げ、行政目的を効果的かつ効率的に達成するうえで重要な役割を担っています。

しかし、近年の財政健全化に向けた歳出抑制の取り組みのなか、補助金についても行政の責任分野、経費負担のあり方、費用対効果を検証しながら徹底した見直しが図られてきており、平成30年3月に策定した「高梁市行財政改革プラン」において、さらなる取り組みが強く求められています。

このため、今後の人口減少社会を見据えた中、限られた財源のもと効果的・効率的な補助制度への見直しを行っていくこととしました。

2. 見直しの視点

- ①事業の公益性【市の行政目的に合致する。】
- ②事業の必要性【市民のニーズが高く優先的に実施する必要がある。】
- ③事業の効果性【成果が認められる。または期待できる。】
- ④団体等の適格性【会計処理などが適切。繰越金が市補助金を超えていない。】

3. 補助金の見直しの考え方

①補助金の分類

区分	内容	見直しの考え方
制度的補助	・ 国、県等の制度に基づく補助 ・ 市が条例等により定めた基準に基づく補助 ・ 他市町との協議による補助	・ 単市による「上乘せ補助」の廃止
団体運営費補助	・ 各種団体等が行う公益性があると認められる事業に対し必要な基礎的経費の補助	・ 活動内容等について精査し、将来的に事業費補助へ移行
事業費補助	・ 行政目的を達成するため、市が取り組むべき事業、関与すべき事業に対する補助	
イベント等補助	・ 各種イベント等に対する補助	・ イベント等の内容の見直し
公益事業補助	・ 特に公益性が高い事業に対する補助	
利子補給・元利助成等	・ 借入金に対する利子等への補助	

②分類の状況



区 分	補助金名および件数
制 度 的 補 助	(国、県等の制度に基づく補助) 老朽危険建物除却促進事業補助金 他 21 件
	(上乗せ補助) ケーブルテレビ減免補助金 他 5 件
	(市が条例等により定めた基準に基づく補助) 平川郷地区陥没被害復旧補助金 他 4 件
	(他市町との協議による補助) 病院群輪番制病院運営補助金
団 体 運 営 費 補 助	高梁商工会議所補助金 他 59 件
事 業 費 補 助	地方バス路線維持補助金 他 53 件
イ ベ ン ト 等 補 助	成羽愛宕大花火開催補助金 他 3 件
公 益 事 業 補 助	体育協会補助金 他 6 件
利子補給・元利助成等	小規模ため池補強事業元利償還助成補助金 他 13 件



全 173 件

③見直しの内容

○上乗せ補助金

補助金名	項目	担当課										
(1) ケーブルテレビ減免補助金	<table border="1"> <tr> <td>概 要</td> <td colspan="2">ケーブルテレビ事業者が基本月額利用料金（2,200円/月）の減免を行った場合に、その減免額の一部に対して補助金を交付する。</td> </tr> </table>	概 要	ケーブルテレビ事業者が基本月額利用料金（2,200円/月）の減免を行った場合に、その減免額の一部に対して補助金を交付する。		企画政策課							
	概 要	ケーブルテレビ事業者が基本月額利用料金（2,200円/月）の減免を行った場合に、その減免額の一部に対して補助金を交付する。										
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">現 行</td> <td>区 分</td> <td>補 助</td> </tr> <tr> <td>(1) 生活保護、障害者（非課税）</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>(2) 障害者（聴覚障害、視覚障害）</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>(3) 75歳以上の1人暮らし（非課税）</td> <td>25%</td> </tr> </table>	現 行	区 分	補 助		(1) 生活保護、障害者（非課税）	100%	(2) 障害者（聴覚障害、視覚障害）	50%	(3) 75歳以上の1人暮らし（非課税）	25%	
	現 行		区 分	補 助								
			(1) 生活保護、障害者（非課税）	100%								
		(2) 障害者（聴覚障害、視覚障害）	50%									
(3) 75歳以上の1人暮らし（非課税）	25%											
<div style="text-align: center;">↓</div> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">見 直 し (案)</td> <td>区 分</td> <td>補 助</td> </tr> <tr> <td>(1) 生活保護、障害者（非課税）</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>(2) 障害者（聴覚障害、視覚障害）</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>(3) 【廃止】</td> <td>—</td> </tr> </table>	見 直 し (案)	区 分	補 助	(1) 生活保護、障害者（非課税）	100%	(2) 障害者（聴覚障害、視覚障害）	50%	(3) 【廃止】	—			
見 直 し (案)		区 分	補 助									
		(1) 生活保護、障害者（非課税）	100%									
	(2) 障害者（聴覚障害、視覚障害）	50%										
(3) 【廃止】	—											
<table border="1"> <tr> <td>実 施 時 期</td> <td>令和4年度から実施する。</td> </tr> </table>	実 施 時 期	令和4年度から実施する。										
実 施 時 期	令和4年度から実施する。											
<table border="1"> <tr> <td>効 果 額</td> <td>2,473千円</td> </tr> </table>	効 果 額	2,473千円										
効 果 額	2,473千円											

補助金名	項目	担当課									
(2) 雇用安定助成金	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">概要</td> <td>国の雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の交付決定を受けた法人等に対して3/100の補助金（休業のみ）を交付する。</td> </tr> </table>	概要	国の雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の交付決定を受けた法人等に対して3/100の補助金（休業のみ）を交付する。	産業振興課							
	概要	国の雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の交付決定を受けた法人等に対して3/100の補助金（休業のみ）を交付する。									
	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">現行</td> <td>同上</td> </tr> </table>	現行	同上								
	現行	同上									
											
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">見直し(案)</td> <td>補助金の支給要件を、「新型コロナウイルス感染症」や「リーマンショック」等の社会経済情勢が大きく悪化するなど災害級の場合に限定する。</td> </tr> </table>	見直し(案)	補助金の支給要件を、「新型コロナウイルス感染症」や「リーマンショック」等の 社会経済情勢が大きく悪化するなど災害級の場合に限定 する。									
見直し(案)	補助金の支給要件を、「新型コロナウイルス感染症」や「リーマンショック」等の 社会経済情勢が大きく悪化するなど災害級の場合に限定 する。										
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">実施時期</td> <td>令和3年度から実施する。</td> </tr> </table>	実施時期	令和3年度から実施する。									
実施時期	令和3年度から実施する。										
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">効果額</td> <td>100千円</td> </tr> </table>	効果額	100千円									
効果額	100千円										
(3) 合併処理浄化槽設置事業補助金	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">概要</td> <td colspan="2">合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付する。</td> </tr> </table>	概要	合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付する。		上下水道課						
	概要	合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付する。									
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4" style="background-color: #cccccc;">現行</td> <td style="text-align: center;">人 槽</td> <td style="text-align: center;">補助額</td> </tr> <tr> <td>(1) 5人槽</td> <td style="text-align: right;">416,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 7人槽</td> <td style="text-align: right;">579,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 10人槽</td> <td style="text-align: right;">875,000円</td> </tr> </table>	現行	人 槽	補助額		(1) 5人槽	416,000円	(2) 7人槽	579,000円	(3) 10人槽	875,000円
	現行		人 槽	補助額							
			(1) 5人槽	416,000円							
(2) 7人槽			579,000円								
(3) 10人槽		875,000円									
											
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4" style="background-color: #cccccc;">見直し(案)</td> <td style="text-align: center;">人 槽</td> <td style="text-align: center;">補助額</td> </tr> <tr> <td>(1) 5人槽</td> <td style="text-align: right;">332,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 7人槽</td> <td style="text-align: right;">414,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 10人槽</td> <td style="text-align: right;">548,000円</td> </tr> </table>	見直し(案)	人 槽	補助額	(1) 5人槽	332,000円	(2) 7人槽	414,000円	(3) 10人槽	548,000円		
見直し(案)		人 槽	補助額								
		(1) 5人槽	332,000円								
		(2) 7人槽	414,000円								
	(3) 10人槽	548,000円									
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">実施時期</td> <td>令和3年度から実施する。</td> </tr> </table>	実施時期	令和3年度から実施する。									
実施時期	令和3年度から実施する。										
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">効果額</td> <td>2,126千円</td> </tr> </table>	効果額	2,126千円									
効果額	2,126千円										

補助金名	項目	担当課																
(4) 老人クラブ活動費補助金	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">概要</td> <td colspan="3">老人クラブの活動を促進し、健康と福祉の向上を図るため補助金を交付する。 【R2会員数3,694人 クラブ数61団体】</td> </tr> </table>	概要	老人クラブの活動を促進し、健康と福祉の向上を図るため補助金を交付する。 【R2会員数3,694人 クラブ数61団体】			福祉課												
	概要	老人クラブの活動を促進し、健康と福祉の向上を図るため補助金を交付する。 【R2会員数3,694人 クラブ数61団体】																
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6" style="background-color: #cccccc;">現行</td> <td rowspan="3">県</td> <td>会員割</td> <td>100円/人</td> </tr> <tr> <td>団体割</td> <td>41,400円/地域</td> </tr> <tr> <td>活動分</td> <td>42,480円/団体</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市</td> <td>会員割</td> <td>700円/人</td> </tr> <tr> <td>団体割</td> <td>103,600円/地域</td> </tr> <tr> <td>活動分</td> <td>—</td> </tr> </table>	現行	県	会員割	100円/人		団体割	41,400円/地域	活動分	42,480円/団体	市	会員割	700円/人	団体割	103,600円/地域	活動分	—	
	現行			県	会員割		100円/人											
					団体割		41,400円/地域											
			活動分		42,480円/団体													
市			会員割	700円/人														
			団体割	103,600円/地域														
		活動分	—															
																		
<table border="1"> <tr> <td rowspan="6" style="background-color: #cccccc;">見直し(案)</td> <td rowspan="3">県</td> <td>会員割</td> <td>100円/人</td> </tr> <tr> <td>団体割</td> <td>41,400円/地域</td> </tr> <tr> <td>活動分</td> <td>42,480円/団体</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市</td> <td>会員割</td> <td>500円/人</td> </tr> <tr> <td>団体割</td> <td>103,600円/地域</td> </tr> <tr> <td>活動分</td> <td>—</td> </tr> </table>	見直し(案)	県	会員割	100円/人	団体割	41,400円/地域	活動分	42,480円/団体	市	会員割	500円/人	団体割	103,600円/地域	活動分	—			
見直し(案)			県	会員割	100円/人													
				団体割	41,400円/地域													
		活動分		42,480円/団体														
		市	会員割	500円/人														
			団体割	103,600円/地域														
	活動分		—															
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">実施時期</td> <td>会員割 令和4年度から実施する。</td> </tr> </table>	実施時期	会員割 令和4年度から実施する。																
実施時期	会員割 令和4年度から実施する。																	
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">効果額</td> <td>739千円</td> </tr> </table>	効果額	739千円																
効果額	739千円																	
(5) 遠距離通学(室)補助金	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">概要</td> <td colspan="3">保護者負担の軽減を図るため遠距離通学(室)の児童、生徒の通学費の一部を補助金として交付する。</td> </tr> </table>	概要	保護者負担の軽減を図るため遠距離通学(室)の児童、生徒の通学費の一部を補助金として交付する。			学校教育課												
	概要	保護者負担の軽減を図るため遠距離通学(室)の児童、生徒の通学費の一部を補助金として交付する。																
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #cccccc;">現行</td> <td>区分</td> <td>対象</td> <td>※国基準</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>2km以上</td> <td>4km以上</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>4km以上</td> <td>6km以上</td> </tr> </table>	現行	区分	対象	※国基準		小学生	2km以上	4km以上	中学生	4km以上	6km以上						
	現行		区分	対象	※国基準													
			小学生	2km以上	4km以上													
		中学生	4km以上	6km以上														
																		
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">見直し(案)</td> <td colspan="3">第2次高梁市地域公共交通網形成計画の中で遠距離通学のあり方を検討する。</td> </tr> </table>	見直し(案)	第2次高梁市地域公共交通網形成計画の中で遠距離通学のあり方を検討する。																
見直し(案)	第2次高梁市地域公共交通網形成計画の中で遠距離通学のあり方を検討する。																	
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">実施時期</td> <td>令和3年度中に見直しする。</td> </tr> </table>	実施時期	令和3年度中に見直しする。																
実施時期	令和3年度中に見直しする。																	
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">効果額</td> <td>1,164千円</td> </tr> </table>	効果額	1,164千円																
効果額	1,164千円																	

○イベント等補助金

補助金名	見直し（案）	担当課
成羽愛宕大花火開催補助金	さらなる自主財源の確保、 経費の節減により補助金 の減額に努める。	観 光 課
備中たかはし松山踊り補助金		観 光 課
地域振興助成事業補助金 (風ぐるまフェスタ開催補助金)		市 民 課
地域振興助成事業補助金 (マンガ絵ぶたまつり開催補助)		市 民 課
自転車競技開催補助金（ヒルクライム）		スポーツ振興課